

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-14	事前調査について、書面調査のみで完了してもよいですか。 (令和5年1月13日追加)	

【答】

原則として、書面調査後に現地での目視調査は行う必要があります。というのも、現場施工の建材やリフォームの実施などで書面の記載と現場の状況が違う場合があるためです。また、石綿の規制は段階的に厳しく改定されてきたため、書面作成時の法令では石綿無しと判断できたものが、現在の規制基準では石綿有りとなる場合もあります。

ただし、建築や建材設置の着手日によっては書面調査のみで完了できる場合があります（以下参考を参照）

参考

- 令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 2 事前調査の方法」
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>